

令和5年10月3日

保護者の皆様

荒天時における臨時休業等の判断基準等について（お知らせ）

鳥取県立八頭高等学校長

仲秋の候、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から本校教育に格別の御理解、御協力をくださり厚くお礼申し上げます。

さて、県内では今年7月から8月にかけて記録的な大雨による災害が相次いで発生しました。これを受けて、鳥取県教育委員会から臨時休業等の判断基準等について点検・見直しを検討するよう通知がありました。

このことについて、本校では下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

なお、臨時休業等の決定については、一斉メール配信及びGoogle Classroomにより周知します。

記

1 臨時休業等の取扱い

（1）臨時休業

原則として、以下の基準により、校長は臨時休業を決定する。

ア 午前6時の時点で、八頭郡、鳥取市北部、鳥取市南部のうちいずれかの地区に対して、次のいずれかが発令等されている場合

警戒レベル	市町村による避難情報	気象庁等による気象情報
5	緊急安全確保	特別警報（大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪）、 氾濫発生情報、キキクル（危険度分布）「災害切迫」
4	避難指示	土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、キキクル（危険度分布） 「危険」

なお、警戒レベル「3」（大雨警報、洪水警報等）の発令時については、状況をみて随時判断する。

イ 午前6時の時点で、公共交通機関（JR因美線（郡家駅着の列車））が運休しており、運転再開の見込みが午後となる場合

ウ 午前6時の時点で、八頭郡、鳥取市北部、鳥取市南部のうちいずれかの地区に対して、アの表の避難情報又は気象情報が発令されていないが、キキクル（危険度分布）や気象レーダー等により今後発令されることが見込まれる場合や公共交通機関が計画運休を予定している場合

（2）臨時休業以外の場合

ア 天候の回復が見込まれ、公共交通機関が運行される場合、始業時間を変更して授業を開始する場合がある。

イ 登校後であっても、気象情報、公共交通機関の運行状況・運行計画等により総合的に判断し、授業を途中で打ち切り、生徒を下校させる場合がある。

2 公欠等の取扱いについて

（1）居住地に1（1）アの表の避難情報又は気象情報等が発令されている場合、学校に連絡した上で自宅待機とし、自宅待機の間は公欠とする。

（2）1（1）の臨時休業の決定や避難情報又は気象情報等の発令の有無に関わらず、生徒又はその保護者が安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡した上で自宅待機とし、自宅待機の間は公欠とする。

なお、生徒は「自らの命は自ら守る」という意識を持って、慎重に登校の判断をすることとし、登校中であっても各自で安全性を考慮した上で、帰宅して自宅待機又は登校の判断をすること。その際、自宅待機の判断をした場合は、学校に連絡すること。